

国・地域名

インドネシア

【更新】2017年2月

人口・経済発展状況等		<ul style="list-style-type: none"> 人口 2億5,546 万人 2013年、インドネシア中央統計庁 (BPS) 実質GDP成長率 4.8 % 2015年、BPS 1人あたりのGDP(名目) 3,377 ドル 2015年、BPS 在留邦人 1万8,463 人 外務省「海外在留邦人数統計」平成28年要約版 日本食レストラン数 474 店 2015年、ジャカルタ特別州のみ
(参考：日本) ●人口：1億2,699万5,000人（2016年7月確定値、内閣府） ●実質GDP成長率：1.2%（2015年、内閣府） ●1人あたりGDP（名目）：3万7,304ドル（2016年、IMF）		
日本からの農林水産物輸出状況 (2015年/財務省貿易統計(確定値)より ジェトロ算出)		17位 64億円 うち農産物33億円(51.5%)、林産物7億円(11.2%)、水産物24億円(37.3%) 輸出額の多い品目： さば、配合調整飼料、製材・加工材、調味料(ソース混合調味料等)、錦鯉等観賞用魚
味覚、嗜好上の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 日本人と比較すると、食事は味が濃く、スパイスが効いた辛いものを好む。菓子類は甘いものを好む。 酸味はあまり得意ではなく、梅干し、酢が効いたドレッシング等はあまり好まれない。
制度的制約	検疫・安全規制等	① <動物検疫> 牛肉：インドネシアハラール協会 (MUI)が認定した全頭ハラールと畜が行われていると畜場からの出荷が必要。2017年1月現在は熊本県にあると畜場のみが認定されている。2016年7月よりプライマリーカットに加えてセカンダリーカットも輸入が可能となった。輸入許可の際に実質的な輸入量割当量が決定されている。また、輸入業者、輸入港が制限されている。検疫対象。 ② 魚類：一般消費用では9種類(※)の輸入が可能(海洋漁業省所管、2014年11月19日発効)。実質的な輸入割当がある。輸入可能な港が制限され、かつ検疫対象。その他の品目は申請が認められれば、輸入可能。 (※)ます(生鮮、冷凍)、太平洋サケ(凍)、大西洋サケ(鮮、凍)、ハリバット(鮮、凍)、たら(鮮、凍)、ロブスター(ホマレス属、凍)、テナガエビ(凍)、のり・こんぶ(乾燥)、イカ(鮮、凍)。 ③ 加工食品：国家食品・医薬品監督庁 (BPOM) にて加工食品流通許可番号 (ML番号) の取得が義務付けられている。同番号申請時には、原材料、製造方法を当局に提出し、必要に応じてラボテストがある。申請期間として6カ月程度を要する。魚介類、園芸作物等は品目によっては実質的な輸入割当を受けるものがある。輸入可能な港の制限あり。2016年9月よりML番号を発行するに当たり、原産国の加工製造業者によるGMP (適正製造規範)、HACCP (危害分析および重要管理点)、ISO22000認証 (食品安全) または同種の認定証明書、あるいは原産国政府の監査結果が求められている。 ④ <植物検疫> ・園芸作物 (果実・野菜)：2016年4月に日本産りんごの生産国認定を受けたことにより、ジャカルタ港からの陸揚げが可能となった。品目により保冷能力等により輸入数量割当 (クォータ) がある。また、輸入業者が限定されている。検疫対象。 ・農薬を含む残留化学物質の検査機関は、日本政府が認証しインドネシア政府が認める検査機関 (5カ所) で発行された証明書が必要。また当該検査機関での検査が認められている17品目が指定されており、当該品目以外は、指定検査機関での検査が行われていないとして、輸入が認められていない。 ⑤ 米：検疫対象。2015年1月よりジャポニカ米のクォータが出ず実質輸入停止となっている。 ⑥ 酒類：クォータ制がしかれ、輸入業者、輸入港が制限されている。輸入には、ML番号取得義務(申請期間1年程度) とラボテスト等が必要。
	原発関連規制	① 【加工食品、ミネラルウォーター】医薬品食品監督庁 (BPOM) 所管 47都道府県：指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求。 ② 【牛乳、乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜】農業省所管 47都道府県：指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求。 ③ 【水産物、養殖用薬品、えさ】(海洋水産省所管) 47都道府県：政府作成の放射性物質検査証明書を要求。

国・地域名

インドネシア

【更新】2017年2月

商流・物流・商習慣		<p>① コールドチェーンが未整備であり、冷蔵冷凍が必要な製品を輸入する輸入業者は、自社のコールドチェーン完備が義務付けられている。</p> <p>② 小売店では、残りの賞味期限が1カ月未満となったものは店頭には置かない場合が多い。また、日本からの輸送・通関・国内配送までの期間で1カ月を要することもあり、輸入業者は、日本の港を出港する時点で賞味期限が10カ月未満の商品の取り扱いをしない傾向がある。</p> <p>③ りんご以外の園芸作物（野菜・果実）は農業大臣規定によりジャカルタ港を使用できず、スラバヤ港等別の港を経由する必要があり、経費がかさむ。</p>
その他マーケット情報		<ul style="list-style-type: none"> 国民の間に日本食品への信頼感は一般にあるが、ASEAN諸国産の日本ブランド食品と日本製日本食品の区別ができない状態。日本産品は高価であるため、一般消費者は他国の類似商品でより安価な商品を購入する傾向にある。 日本産品は、現状日本での小売価格の2～2.5倍程度の価格でインドネシアの店頭に並んでいる。 インドネシア人事務職の平均月額給与は約4万円程度であり（進出日系企業調査）、日本産品は富裕層がターゲットとなる。インドネシアの中間層拡大が言われているが、現状では中間層が直接的に日本産品輸出のターゲットには結びつきにくい。 日本産品が売られるスーパーマーケットは富裕層をターゲットとしたごく一部の高級スーパーに限定される。 試食キャンペーン等により、日本産品の味や食感、品質について、消費者に訴求することが望まれる。あるいは、現在の商品の小袋化等により、より安価で手の届きやすい金額設定を検討する必要がある。
戦略品目	水産物	消費用途の輸入の場合、前述サケ類などの9種類のみ輸入が可能。その他の品目は申請が認められれば、輸入可能。
	牛肉	インドネシアで認められている日本のと畜場が現状1カ所しかなく、日本産和牛を取扱う輸入業者が限定されている。今後の市場展開に期待できるものの、非公式ルートで出回るものよりも3割ほど価格が高く、と畜場や輸入業者を引き続き増やしていく必要がある。プライマリーカットのみならず、セカンダリーカットの流通量を増やし、ライバルとなるオーストラリア和牛との違いを消費者に理解してもらわなければならない。プロモーションをする必要がある。
	加工食品	ML番号の取得が義務づけられている（原材料、製造方法について当局に申請する）。必要に応じてラボテストあり。取得まで6カ月程度を要する。荷揚げができる港が決められている。品目によっては、魚介類、園芸作物等の実質上の数量割り当てを受けるものもある（輸入業者の保冷能力に応じて品目別に輸入数量が割り当てされる）。日本産品の賞味期限が短く取り扱いが難しい。
	米・米加工品	米は、2015年1月よりジャポニカ米のクォータが出ず実質輸入停止となっている。米加工品は輸入が可能。
	青果物	<p>りんご以外の品目はジャカルタ港からの陸揚げ禁止。</p> <p>日本産品でインドネシア国内に輸入が可能な品目は17品目（注）のみ。</p> <p>（注）アーモンド、りんご、カブガイ、白菜、ぶどう、人参、きのこ、初刈り、玉葱、桃、なし、唐辛子、乾燥唐辛子、ライオン、大根、米、緑茶/紅茶</p> <p>輸入業者の保冷能力に応じて品目別に輸入数量が割り当てされており、その量は毎年更新する。</p> <p>申請を行うにあたり農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）認証の提出が求められる。輸入業者が限定される。検疫対象。残留化学物質の検査証明書は日本及びインドネシアが認めた検査機関のものしか認められない。</p>